

## 答申第6号

「県営住宅を退去する場合の畳、襖等の原型復旧確約書に関する保有個人情報非開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

### 栃木県個人情報保護審議会

#### 第1 審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「異議申立人の県営住宅を退去する場合の畳、襖等の原型復旧確約書（以下「本件確約書」という。）」について、保有していないことを理由に非開示決定を行ったことは妥当である。

#### 第2 諮問事案の概要

##### 1 保有個人情報開示請求書の提出

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年9月16日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、本件確約書について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

##### 2 本件開示請求に対する知事の処分

実施機関は、本件開示請求に対して本件確約書は保有していないとして、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。（平成21年9月25日付け住第328号により通知（以下「本件処分通知」という。））

##### 3 異議申立書の提出

異議申立人から、平成21年9月28日付けで異議申立書が提出された。

#### 第3 異議申立人の主張要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件確約書を作成した責任は栃木県にあるとの決定を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が県営住宅入居時に提出した本件確約書は、実施機関に提出した私文書である。
- (2) 処分庁は、栃木県住宅供給公社（以下「公社」という。）が本件確約書を保有しているようなことを本件処分通知に記載している。記載されている内容が事実であれば、公社は、本件確約書を横領したことになる。
- (3) 本件確約書は実施機関に提出するように作成されており、公社で独自に作成することはできない。また、公社で独自に作成したとしても、栃木県の指導の下に行い、

責任は栃木県にある。

- (4) (1)から(3)のことから、本件確約書は無効であり、県営住宅入居者全員に返却すべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の内容

本件確約書は保有していないとして、本件処分を行った。

##### 2 本件処分の理由

本件確約書は、異議申立人が県営住宅入居の際に、管理委託契約に基づき県営住宅を管理している公社の栃木支所に提出されたものであり、公社が保管していることから、県では保有していない。

#### 第5 審議会の判断理由

##### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

##### 2 対象保有個人情報

本件異議申立ての対象となる保有個人情報は、本件確約書に記録されている保有個人情報であると認められる。

実施機関は、本件確約書は保有していないとして、非開示決定を行った。

これに対し、異議申立人は、本件処分の取消しを求めているので、実施機関の本件確約書の保有の有無について、以下検討する。

##### 3 本件確約書の保有の有無について

- (1) 条例第13条第1項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示を請求することができることと規定している。条例第2条第4項は、「保有個人情報」とは、公文書に記録された個人情報をいうと規定しており、同条第3項は、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定している。

したがって、条例に基づく開示請求の対象となる保有個人情報とは、実施機関が保有する公文書に記録された開示請求者の個人情報である。

- (2) 実施機関は、本件確約書は異議申立人が県営住宅入居の際に管理委託契約に基づき県営住宅を管理している公社の栃木支所に提出されたものであり、当該公社が保管していることから、県では保有していないと説明している。

現在、県営住宅の管理業務は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき公社が管理代行しており、入居者の退去時の検査、修繕指導等の業務は、公社が行っているという実態が確認されたところである。

このようなことから、本件確約書は公社が保管しており、実施機関では保有していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件確約書について保有していないことを理由に非開示とした決定は、妥当であると判断する。

#### 4 その他

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも「第1 審議会の結論」を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年11月6日	・ 諮問書（平成21年11月6日付け）を受理
平成21年11月18日 （第33回審議会）	・ 審議（経過等説明）
平成21年11月25日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書（平成21年11月25日付け）を受理
平成22年1月27日 （第34回審議会）	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成22年3月8日 （第35回審議会）	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
相 田 美由紀	連合栃木女性委員会委員長	
青 木 楊 子	医師	
島 田 好 正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会 長
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長職務代理者
安 田 真 道	弁護士	